平成２９年（フ）第１４７号
佐賀市高木瀬東１丁目７番16号
債務者　江上マサ子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１２号
宮崎市鶴島３丁目48番地　レジデンスクレイン205号
債務者　新坂　　渉
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
宮崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８６号
宮崎県延岡市北新小路５番地８　稲垣貸家１
債務者　二宮　正治
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第２６７号
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目７番30号　アップルコート紫原Ⅱ　403号
債務者　岩元　貴司
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２７９号
鹿児島県鹿児島市谷山中央４丁目4917番地７おしゃれ住番地402号
債務者　時田　一広
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２８６号
鹿児島県西之表市国上4053番地18
債務者　日高　侑奈
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２９６号
鹿児島県鹿児島市伊敷台３丁目31番17号
債務者　篠原トモ子
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３０４号
鹿児島県鹿児島市真砂本町18番８号　ハイツ幸202号
債務者　監物　一洋
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
金沢市諸江町上丁545番地１　大楽荘１号、従前の住所金沢市諸江町下丁329番地
債務者　上出　重夫
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４８号
金沢市米泉町６丁目25番地１　ハイツメルシー101号、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字宇出津山分１字41番地
債務者　杉本　孝志（旧姓鳥毛・山下）
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４号
広島県呉市広駅前１丁目８番26号Ｂ棟202号室
債務者　桑原　絹代
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第６６号
広島県江田島市大柿町柿浦107番地２（小道ビル202）
債務者　小道　史規
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第６９号
広島県呉市阿賀北６丁目９番７号
債務者　西口　浩彦
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第１４５号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1237番地１　エバグリーン201号
債務者　中川　絵美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６号
栃木県大田原市住吉町２丁目12番34号　斉藤貸家、前住所栃木県大田原市若草２丁目999番地１
債務者　丸忠左官こと　坂上　忠男
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部